

令和3年1月1日  
以降に経営継承した

# 後継者の

# チャレンジを 応援します!

補助上限額  
**100**万円

2次募集開始!

令和4年**10月5日**水 ~ **11月25日**金



※農業者からの応募受付は市町村が行うため、市町村ごとに期間や方法が異なります

地域農業の担い手から経営を継承した後継者へ、経営発展に向けた取組に必要な経費を100万円上限(国と市町村で2分の1ずつ)で補助します

## 対象となる取組例

法人化  
で経営強化!



新品種・  
新部門導入  
で付加価値向上!



認証取得  
で信用力アップ!



販路開拓  
で売上アップ!



データ管理の  
ソフト導入  
で効率化!



機械導入  
で業務効率化!



## 事業対象者

- 令和3年1月1日以降に  
先代から経営の主宰権を移している
- 先代が地域農業の中心的な役割を担っていると  
市町村が認めている
- 経営継承にあたって  
生産基盤や経営規模が縮小していない
- 青色申告をしている
- 家族経営協定を締結している  
(家族経営の場合)
- 経営継承以前に農業経営を主宰  
したことがない



取組にチャレンジしたい方は

お近くの**市町村農政担当課**へ  
ご連絡ください

お問い合わせ先

経営継承・発展等支援事業補助金事務局  
一般社団法人 全国農業会議所

電話 03-6910-1124 [受付時間 平日 9:30-17:00]

メール keieikeisyou@nca.or.jp

特設サイト <https://keisyou-hatten.maff.go.jp>

